

# 「滋賀県食育推進計画」の改定について

厚生・産業常任委員会  
平成24年(2012年)10月4日  
健康福祉部健康長寿課

計画の期間： 現行計画 平成19年度～平成24年度  
次期計画 平成25年度～平成29年度

## 計画の位置づけ

- ・食育基本法第17条第1項に定める「都道府県食育推進計画」
- ・「健康いきいき21」(健康増進計画)等と整合性を図る。

## 計画策定の趣旨

- ・食育推進計画は、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことをめざしており、現行計画では、子どもたちの生きる力を育むことを目的に、食の体験活動を地域・学校・家庭・職場が連携して取り組み、県民がみんなで取り組む体制を整備してきました。
- ・平成23年度に国が策定した「第2次食育推進基本計画」を踏まえ、次期計画では、子どもたちの体験を通じた食育をさらに進めるとともに、生活習慣病予防・改善のための食育、ライフステージに応じた食育を推進します。  
また、みんなで食べること(共食)の推進により、豊かなところを育みます。

## 検討体制

### 食育推進計画策定会議

食育関係3課(健康長寿課・食のブランド推進課・スポーツ健康課)を基本に  
健康福祉部・農政水産部・教育委員会の関係9課により構成  
食育推進協議会(健康・農政・教育関係外部委員22名により構成)

# 現状と課題

## 現行計画の目標に関する事項

1. 食育に関心を持っている県民の割合  
(目標:90%)現状:64.4%
2. 朝食を欠食する県民の割合  
(目標:小5 0% 20代男性 15%)  
現状:小5 2.7% 20代男性 25.9%
3. 肥満者の割合  
(目標:男性20-69歳 15% 女性40-69歳 10%)  
現状:男性20-69歳 25.1% 女性40-69歳 13%
4. やせの割合  
(目標:女性15-19歳 20-29歳 15%)  
現状:女性15-19歳 30.6% 20-29歳 24.6%
5. 学校給食における地場産物を使用する割合  
(目標:25%) 現状:23.4%
6. 環境こだわり農産物の栽培面積  
(目標:12,000ha)現状:14,173ha
7. 農業体験を実施している小学校  
(目標:全小学校)現状:204校
8. 食育推進計画を策定している市町  
(目標:80%)現状:89.5%

## \*これまでの成果

- ・市町食育推進計画策定数の増加
- ・食育体験を実施する小学校の増加
- ・食育への関心を持つ人が増加

## \*今後の課題

### ○生涯にわたる食育の推進

- ・子どもの食育推進
- ・重点年代層(20、40、60歳)に対する働きかけ
- ・生活習慣病予防のための食育推進
- ・食べ方からの食育推進  
(よく噛んで味わって食べる等)

### ○食を通じた豊かな人間形成への取組の推進

- ・家庭における食育(共食の推進等)
- ・高齢者等に配慮した食育の推進  
(地域における共食の場づくり等)

## 重点事項

- \* 食育推進による生活習慣病予防および改善
- \* ライフステージに応じた、体験を通じた食育の推進

## 【基本理念】 『元気でこころ豊かにくらす“おうみ”』

### めざす3つの姿

食を通して生きる力を育む

食を通して健康でいきいき  
生きる

環境に優しい食・農にふれ  
感じ考え生きる

### 基本施策3つの視点

#### 『食育で進めるしがの健康・環境・協働』

- ①子どもから大人までの生涯にわたる健康な食生活の実現
- ②近江の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進
- ③県民との協働による食環境づくり

滋賀県食育推進計画(平成25年度～29年度)  
(次期計画骨子案)

第1章 はじめに  
第2章 食をめぐる現状と課題

第3章 計画のめざすもの  
1. めざす姿  
2. 基本施策と体系  
3. 食育推進に関する数値目標

第4章 施策の展開

1. 子どもから大人までの生涯にわたる健康な食生活の実現

- ①家庭における食育推進
- ②学校、保育所等における食育推進
- ③生活習慣病予防のための食育推進
- ④豊かな高齢期のための食育推進
- ⑤情報の共有・発信

2. 近江の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進

- ①もったいないの心とおうみの食文化の継承
- ②地産地消の推進
- ③生産者と消費者の交流促進
- ④安全安心な琵琶湖に優しい「環境こだわり農産物」の推進

3. 県民との協働による食育運動の展開

- ①食育推進体制の整備
- ②食育推進活動者の育成・支援
- ③食育推進運動の普及・定着

第5章 食育の推進に向けて

- 1. 食育推進の体制と役割
- 2. 計画の進行管理